

広報 しよさんべ



2015

7

NO.559

初山別 保・小・中 合同大運動会 (5月31日)



メール登録

平成27年度 村政執行方針

I はじめに

平成27年第2回初山別村議会定例会の開会にあたり、私の村政執行に関する所信について申し上げ、議会をはじめ村民の皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。



この度の任期満了による初山別村長選挙におきまして、村民の皆様をはじめ、多くの方々のご支援とご厚情を賜り、無投票当選の榮に浴し、3期目の村政を担うこととなりました。

その責任の重さに改めて身の引き締まる思いであり、多くの皆様からお寄せいただいた信頼と期待に応えるべく、新たな決意で村の発展と住民福祉の向上に専心努力をしてまいりる所存であります。

地方行政を取り巻く環境は大きな転換点にあります。将来を見据えた確かな方向性と具体的な道筋を描き、「活力に溢れ、安心して暮らすことのできる村づくり」を目指して全力で取り組んでまいります。

II 村政に臨む基本姿勢

村政執行の基本方針を、「活力・雇用を創出する産業の振興」・「福祉の向上と暮らしの安心・安全」・「教育の振興充実」・「村民主体のまちづくり」の4つの柱とし、村政運営を進めてまいります。

行政推進に際しては、村民の皆様の声に耳を傾け、第7期初山別村総合振興計画や各関係計画との整合性を図りながら推し進めることとし、常に健全財政を維持しながら、効率的な行財政運営に努めます。

村民の皆様一人ひとりが、自らの地域を愛し、ふる里に誇りを持ち、安心して暮らし続けることのできる村づくりに向かって、確かな一歩を繋げてまいります。

III 主要施策の展開

一 活力・雇用を創出する産業の振興

農林漁業の力強い推進と暮らしを支える商工業の振興に努め、地域の活性化を図ります。

1 農業の振興

本村の基幹産業である農業をとりまく環境は、農協改革とTPP交渉が併行して進む中、依然として農産物価格の低迷、原材料費の高騰など厳しい環境にあり、担い手の減少や農業従事者の高齢化などの課題が続いております。

このような状況下、政府においては米政策を見直し、2018年度を目処に生産数量目標の配分を行わない方針が示され、米の直接支払交付金を見直し、他の支払制度と共通して、道、市町村を通じた交付金に一本化となる等、米政策の大転換期を向かえています。

これらの動向を十分に踏まえながら、生産の基本である土づくり、生産基盤の整備、生産活動の集団化・共同化を促進し、担い手や

後継者の育成を推進します。

また、収益性の高い作物の生産振興や農地問題について協議し、引き続き地域農業の推進を図ります。

当面の施策については、関係機関と連携を図りながら次のとおり推進してまいります。

(1) 水稲・畑作の振興

良質米や高品質な作物の生産のため、適切な輪作体系の確立、栽培技術の向上など、関係機関・団体と連携して推進します。

新たに創設された「日本型直接支払制度」

により、農地の多面的機能を支える共同活動、農道・水路等地域資源の質的向上を図る共同活動、環境保全に効果の高い営農活動への取り組みに対し支援するとともに、中山間地域等直接支払制度により、営農支援や農地・農業用施設の保全を進めます。

土づくりを推進するための土壌分析経費に対し、引き続き支援をいたします。また、各種制度資金利子補給を継続し、農家の負担軽減を図ります。

(2) 酪農・畜産の振興

乳価、枝肉価格の低迷、生産費の高止まり等、酪農・畜産をとりまく環境は依然厳しい状況にあります。

このような状況から、飼養管理、乳牛の改良に努めるとともに、家畜自衛防疫、酪農へルパー利用組合、畜産環境整備リース事業への助成を継続いたします。また、本年度より草地畜産基盤整備事業を実施いたします。

(3) 農水産物加工試験研究

農水産物加工試験研究センターについては、今後も特産品開発や商品化を目指す団体を支

援するとともに、本村の地域資源を活かした6次産業化を検討・推進する中核施設として設備の充実を図り、運営してまいります。

2 漁業の振興

水産業においては、資源の減少や魚価の低迷、燃油価格の変動等により、依然と経営環境は厳しい状況が続いております。漁場を取り巻く環境の変化に伴い魚種によつては漁獲量の変動も大きくなっていることから、漁業経営の安定のため、藻場造成事業を本格実施し、水産資源の適切な管理と育てる漁業の推進や水産物の付加価値の向上を促進します。

また、漁業近代化資金等の利子補給制度による漁業経営者の負担軽減を図り、経営の安定化を推進します。

漁港整備については、安全に操業できるよう航路等の浚渫・泊地の確保が何より重要であることから、漁家の要望が十分反映されるよう関係機関に要請してまいります。

日本海沿岸でのトド等海獣類による漁業被害は年々深刻さを増しておりますので、有効かつ抜本的な被害対策が講じられるよう、広域的視点から関係機関・関係団体との連携のもと、更に要請を強めてまいります。

また、安全操業の啓発に努めるほか、初山別村漁業後継者育成事業についても奨励してまいります。

3 林業の振興

森林は、生態系を形成する上でも重要な要素でもあり、自然環境の保全や水資源のかん養、地球温暖化の防止など多面的な機能をも

しており、土砂流出の防止や二酸化炭素の吸収など、環境の保全に大きな役割を果たしています。この貴重な財産を未来に引き継ぐため、間伐事業等を計画的に実施し、森林を適切に維持管理していくことが肝要であり、多様な森林づくりや未立木地解消を促進するため「未来につなぐ森づくり推進事業」を継続実施してまいります。

また、いこいの森、桜ロードの樹木等村民の生活に身近なみどり環境の適正管理に努めるとともに、公共建築物における地域材の利用促進を図ってまいります。



近年、有害鳥獣被害については深刻さを増しております。村鳥獣被害防止計画に基づき、関係団体と連携して被害の防止対策を講じるとともに、鳥獣被害対策実施隊の出勤による捕獲を推奨します。

4 担い手対策

地域農業の担い手を育成・確保する「人・農地プラン」に基づき、新規就農者や後継者に対する支援事業を継続します。

地域農業の持続的な維持・発展に向け、関係機関が地域担い手育成センターを組織し、地域の農業を担う認定農業者や多様な農業者が参画した集落営農の組織化など担い手の育成を進めるとともに、担い手の経営基盤の確立・強化に向けた支援を行っています。

地域農業の中核的な担い手としての認定農業者への農地集積は進んでおりますが、過疎化の進展や少子高齢化により担い手不足、働き手不足となっております。

また、漁業者や商工業者等も同様に、地域を担う後継者や経営体の確保が喫緊の課題となっており、今後は関係機関・団体と連携を図りつつ、一次産業を始めとした担い手対策を推し進める必要があります。

5 商工・観光の振興

購買人口の減少や消費税率の引き上げなどにより、村内の商店にとつては依然として厳しい状況が続いております。加えて車社会における購買力の村外への流出や通信販売等による購入など、本村の商工業をとりまく環境は非常に厳しく、経営体質の改善を余儀なくされております。

これらに対応するため、商工会の基本的な事業活動であります経営改善に向けた取り組み等に対して財政支援をします。また、中小企業の経営安定を図るため、中小企業融資制度資金利子補給制度等を引き続き実施するとともに、村内の消費喚起による商工振興と地域経済の活性化を図るため、プレミアム商品券発行事業に対し助成します。

雇用対策については、オロロン留萌中部北部通年雇用促進協議会と連携し諸対策を講じるため、新規雇用等の状況について把握し、雇用助成について検討します。

観光については、本村の観光資源である「みさき台公園」を核とした観光PRを進めるとともに、道の駅並びに岬センターの施

設・設備の充実と活用により集客を図ってまいります。

各種イベントについては、地域の交流と活性化に大きな役割を果たしておりますので、引き続き支援します。

今後さらに重要性が増すと思われる風力等再生可能エネルギーの分野においては、国、関係市町村並びに関係企業と連携のもと、的確に対応してまいります。

6 地方創生

昨年11月、国において、まち・ひと・しごと創生法が制定・公布され、人口減少問題の克服と地方創生をあわせて行うことにより将来にわたって活力ある日本社会の維持を目指すこととされました。

本村においても、将来を見据え、村内各層の参画・協力を得ながら「村人口ビジョン」並びに「村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を今年度策定することとしております。

また、地域おこし協力隊の活動と連携して新たな地域振興策を模索するとともに、村の次世代を担う人材の育成に努めます。

なお、「総合戦略」の先行事業として前年度予算を繰り越して実施する「村食・情報拠点づくり事業」により、村克雪管理センターを食と情報の拠点として再構築することを目指します。



これら作業に連動して村第7期総合振興計画の後期に向けた見直し並びに村過疎地域自立促進市町村計画の策定作業を行います。

なお、地方暮らしを希望する都市部の方が試しに村で生活してみる「ちよつと暮らし」を昨年度に引き続き実施します。

二 福祉の向上と暮らしの安心・安全

幸せを実感できる福祉の充実と、互いに助け合い誰もが健康で安心して暮らすことのできる地域づくりを進めます。

1 福祉の向上

(1) 高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ちながら明るく暮らし続けることができる環境整備を進めてまいります。

この対策としましては、生涯現役を目指し、高齢者の余暇活動や社会参加活動を促進するため、老人クラブ連合会運営費、高齢者事業団育成事業への助成のほか、敬老会、ふくじゆ金、高齢者入浴料、高齢者医療通院費など引き続き支援を行ってまいります。

介護や支援が必要になっても、安心した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターが中心となり、生活支援ニーズに対応したサービス提供、利用者からの疑問等に対する相談機能の充実を図るとともに、サービス事業者や社会福祉協議会との連携協力を得ながら、生活支援体制の充実に努めてまいります。

在宅高齢者の安否確認活動を積極的に進め

るとともに家に閉じこもりがちな高齢者に対し、孤立解消や自立した生活を支援するため、ふれあいサロンや認知症予防対策講習会を開催し、地域活動に関する情報提供や相談業務を実施します。ふれあいサロンは、多くの方が参加できるよう、内容の充実に努めます。

支援が必要な方には、生活支援や生きがい対策事業を社会福祉協議会への委託事業で進めておりますが、近年、除雪サービス、配食サービス等の生活支援事業の充実を求める声が聞かれます。皆様の要望にそった、より充実した事業内容等の検討を進めてまいります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの調査・研究を進めます。

高齢者グループホーム「エルムの里」は、指定管理者による運営であります。効率的で地域に根ざし、利用者に対しきめ細かであり良いサービスの提供に努めるよう助言してまいります。また、村民の利用に対し、経済的負担の軽減を図るため、利用料の一部助成を増額見直しのうえ、継続して実施します。

介護保険事業については、第6期介護保険事業計画の開始年となり、保険料は財政調整基金からの繰入を行っても、第5期保険料から基準額で月額800円の増額となり、国が示した保険料多段階化を採用しますが、低所得者対策として第2段階の料率を低減いたします。

また、認知症などの要介護者は増加傾向で

ありますので、予防事業を積極的に推進し、給付費の安定化に努めます。

(2) 障がい者福祉

障がいを持つ方は、希望するサービスや地域生活支援事業などを利用し、自分らしい生活を目指しています。

今年度は、障害者総合支援法に基づき策定した第4期障害者福祉計画の開始年となります。

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要なサービスの提供を行うとともに、相談支援体制の整備を図り、委託業者を含め関係機関との連携を強化してまいります。

本村の知的障害者関連施設等の状況は、地域生活支援事業（グループホーム）2施設、障害者支援施設（初山別学園、風連別学園）2施設であります。今後も適切できめ細やかなサービスの提供に努める必要があります。サービス提供事業者は、より効果的な運営のため専門的人材の確保が重要であることから、今年度において、職員住宅建設に対する支援をします。

重度心身障害者医療費助成、じん臓機能障害者通院費助成は、継続して実施します。

(3) 国民健康保険事業

高齢化の進展や疾病構造の変化、医療の高度化等により一人当たりの医療費は高い水準で推移しており、医療保険財政は厳しい状況が続いております。

国民健康保険会計における療養給付費は、増加傾向にありますので、予防対策と保健指導を充実し、重複・多受診の抑制、レセプト

点検や医療費分析の強化により医療費の適正化を図り、健全な保険財政の運営に努めてまいります。

保健指導では、特定健診等の未受診者の把握と課題分析を行い、受診しやすい体制づくりに努めるとともに、受診勧奨により受診率の向上を図ります。また、ヘルスアップ教室を継続して開催し、運動の習慣化と生活習慣の改善に取り組みます。

2 健康づくり

村民が健康づくりに参加するための環境を整えるとともに、「自分の健康は自分でつくる」という意識の高揚を図るため、保健事業・予防事業に積極的に取り組みます。保健師の募集を進め、人材の充実に努めます。

(1) 保健事業

健やかで心豊かな生活を送るためには、健康を保つという意識を持つことが大切です。

糖尿病など生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が大きく関わるといわれ、適切な運動と軽度な食事制限が重要とされています。

保健師を中心とした健康相談や健康教室、健診の機会を通じて、健康に対する意識高揚に努めます。予防のためには、健康状態を正しく知ることが大切であるため、総合健診受診率の向上に努めます。

各種がん検診は、病気を早期に発見し、早期に治療することを目的に実施していますが、受診される方はまだ多いとはいえません。このため健康ささえ愛サポーターによる健康意識向上のための啓発と受診勧奨により、受診率の向上に努めます。

採血のみで血液中のアミノ酸濃度を測定し、がんリスクを予測するアミノインデックスがんとスクリーニング検査を受検される方に対して、昨年度に引き続き検査料の一部助成を行っています。

ノルディックウォーキングを含めた運動教室の開催や、チャレンジマイレージの拡充を図り、健康づくり実践運動やボランティア等の団体活動、各種事業への参加意欲の増進に努めます。

(2) 予防事業

伝染性が非常に強く、重症化しやすいインフルエンザに対し、ワクチン接種による予防に努めるとともに、感染予防と拡大防止を図ります。

また、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を継続実施します。

3 子育て支援

子ども・子育て支援法に基づき策定した子ども・子育て支援計画を基本として、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子どもやその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的に推進してまいります。

地域で安心して子どもを産み育てていくための支援として、妊婦の健診費用15回分の助成を継続してまいります。

対象者を中学生以下までとした乳幼児等医療費助成は、継続して実施し、次世代を担う子どもたちを育てる家庭を支援します。

地域における子育て支援を担う保育所では、

近年の急速な少子化の進行、核家族化の進展や共働き世帯の増大などに伴う様々な保育ニーズに対応し、安心して生活できる保育環境整備と保育所の役割が適切に発揮できる体制整備のため、保育室の増築、保育士の増員とともに、保育の質を高めてまいります。

また、子育て世帯を支援するため、第3子の保育料の無償化を継続して実施します。

育児教室「ほしっこクラブ」では、育児相談や子育ての情報提供を行っており、母親交流や育児不安の解消が図られていることから、今後もボランティアの協力を得ながら継続して実施します。



4 医療の確保

村民が健康で安心して暮らせるよう、5箇所の診療所の運営を委託し、効率よく適切な一次医療が受けられる体制づくりに努めてまいります。

建築後40年を経過した初山別診療所は、老朽化が著しいのに加え耐震構造ではないため、早期の改修が必要であることから、今年度、新規建設に着手します。

また、村民が適切な医療を受けられるよう、診療所、歯科診療所の整備と機能の充実を図ってまいります。

二次医療を担う地域センター病院である道

立羽幌病院は、常勤医師の確保や医療機器の充実強化など、診療体制に不安を抱えていることから、連携を強化するとともに、関係機関へ強く要請してまいります。

また、救急医療については、留萌圏域での広域連携により、体制の充実を図ってまいります。

5 環境の整備

(1) 一般廃棄物及びし尿処理対策

ごみ減量化のための分別収集は、村民に定着し順調に行われています。

再資源化された堆肥は、年2回村民に還元され、リサイクルへの関心と環境への意識が高くなっていますので、今後もなお一層のごみ減量化を推進してまいります。また、ごみの無いきれいな村づくりのため、不法投棄の防止啓発や地域環境の美化・保全に努めてまいります。

衛生施設組合運営のし尿処理施設は老朽化が進み、新たな処理方法を求められています。また、羽幌町が事業主体となり、汚水処理施設共同整備事業で、下水処理施設へ流入させる前処理施設を建設することとなりました。

平成28年度供用を開始する予定であり、今後とも3町村共同での処理を進めてまいります。

(2) 住環境の整備

住環境整備助成事業は、多くの村民に活用され、快適で良質な住環境の整備が促進されています。村民が住み慣れた家で安心して住み続ける居住環境づくりを推進します。

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、国庫交付金事業を活用して外

壁塗装屋根葺替工事を実施するほか、補修による快適で良質な住宅の維持保全に努めます。また、高齢者と若者がお互いに助け合いながら生活し、コミュニティを創ることのできる環境の住宅整備を検討いたします。

今後は、空き家の有効利用と危険家屋対策の推進を図るために、庁内の連携を深めて取り組んでまいります。

(3) テレビ放送難視聴等解消事業

住民生活に欠くことのできない身近な情報収集手段であります。テレビ放送等難視聴の解消については、世代を問わず重要であることから、本年度は、豊岬地区テレビ共聴受信施設の老朽化に伴う、光ファイバー化による安定的な受信施設改修事業に対して助成し、テレビ放送難視聴の解消を進めます。

(4) 公園整備

本村の指定公園は、みさき台公園、東山樹園、初山別山手公園、有明樹園であり、適切な維持管理に努めてまいります。

また、村民の皆様が安全で心地よく利用できる公園を目指し、環境整備と子どもが楽しめる遊具の更新等を進めます。

(5) 上下水道事業

各地区の簡易水道施設の維持管理に努め、安全で清浄な水の安定供給に努めます。

継続事業であります統合整備事業は、初山別地区配水管の布設替を実施します。

農業集落排水事業は、浄化センター及び管路の維持管理に努めます。

また、浄化センター施設の機能診断調査を行い、施設能力の継続的な確保により、生活環境の向上を図ります。

6 交通の確保

(1) 道路・橋梁の整備

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、重要な役割を果たしております。村道については、築別有明開拓線外の側溝改修、豊岬市街線排水路の整備を実施するほか、補修等村道の適正な維持管理に努めますとともに、国道をはじめとする主要道路の整備に對しましても適切な維持管理を要請してまいります。

橋梁は、長寿命化修繕計画に基づき、二条橋の補修を継続実施するとともに、本年は大川橋補修の実施設計を行い、安心・安全な道路交通網を確保します。

地域交通において、通学、通院、買い物等地域住民の日常生活を支える公共交通機関として、バス路線が果たしている役割は重要であることから、今後も引き続き路線維持のため必要な支援を継続してまいります。

また、自ら自家用車の運転ができず、公共交通機関も利用できない、いわゆる交通弱者といわれる方々が日常の足として使うことのできる地域交通のあり方について、今後具体的なシステム設計を検討します。

なお、高校通学定期運賃補助については、引き続き実施します。

7 地域防災力の強化

災害から村民の生命、財産を守り、村民の安全な生活を確保するため、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう関係機関と密接な連携を図るとともに、村民の携帯電話への防災情報の配信、屋外スピーカーや避難所

に設置する送受信機を適切に管理・運営し、迅速な情報伝達が行える態勢を整えます。また、防災訓練等を通して村民の防災意識を高め、村民と行政が協働で「地域防災力」の向上を目指し、村民の安全と安心の確保に努めてまいります。

また、これら情報伝達並びに村内情報格差解消のため、F W A など情報通信基盤の維持に努めます。

三 教育の振興充実

村の発展、地域の発展は「人づくり」であり、まちづくりの基本であります。家庭・学校・地域が一体となり、心豊かで健康な活力ある人づくりに努めるため、学校教育の充実をはじめ生涯学習の機会の創出を推進します。

1 学校教育の推進

学校教育については、基礎的、基本的な知識・技能の定着に加え、人間性豊かで、創造力に富むたくましい児童生徒の育成に努めます。

また、学校施設において快適で恵まれた教育環境の中で意欲的に学べる学習環境を整えるため、引き続き適切な維持管理に努めます。

2 社会教育の推進

社会教育については、村民の誰もがライフスタイルに応じた生涯学習ができるよう環境を整備し、社会参加を促進するとともに文化芸術活動の振興に努めます。

また、青少年の健全育成のため各種スポー

ツ活動を支援するとともに村民皆スポーツを推進し、健康づくりのためのスポーツ活動を日常化を目指します。

なお、今後は総合教育会議において教育委員会と協議・調整の場が設けられますので、教育行政に係る諸施策が効果的に推進されるよう連携強化を図ってまいります。

四 村民主体のまちづくり

村民の皆様の声に耳を傾け、全員参加型社会を目指すとともに、より効率的な行財政運営を進めます。

1 行政の運営

村民の皆様が生活する地域の課題等を解決していくためには、行政と村民が責任や行動を分担し合い、相互の理解のもとで、村づくりの諸課題に対応することが必要であります。役場窓口をはじめ村民の皆様と接する様々な場面において、丁寧でわかりやすい対応に努めるとともに、職員の資質向上のため積極的な研修参加を進めます。

なお、人事評価制度を導入し試行いたしますが、職員的能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものですので、適正な実施と円滑な運用が図られるよう制度を構築してまいります。

お茶の間懇談会を始め様々な場面において村民の皆様の声を聴くなど、細やかな対話を心がけます。

また、地方創生総合戦略推進会議など各種会議において資料提供するなど、地域振興に

係る様々な情報を村民の皆様と共有し、村づくりへの気運醸成の一助とするほか、地域ふれあい担当職員の効果的な運用に努めます。

留萌地域電算共同化推進協議会など広域的に行うことが効率的である事務事業について共同化を進めており、安定性の高いシステムの運用と共同化による経費削減や効率化に努め、関係市町と連携のもと各種取り組みを推進してまいります。

2 財政の運営

本村の限られた行政資産や財源の有効活用を図るため常に事務事業の点検・検証を行うとともに、公共施設の有効利用に努めます。

また、財政運営にあたっては行政全般にわたるコスト意識を高め、村税をはじめとする収入の確保と経費の抑制に努め、より安定した財政基盤の確立を目指します。

IV 平成27年度予算編成

国の「中期財政計画」において、地方の一般財源総額は平成26年度及び平成27年度にあつては、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保するとされているもの。一方で、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化や、財源確保に向けて積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に対応できるような環境整備や財政の健全化を加速していくとされるなど、地方交付税等の見直しは、楽観できる状況ではありません。

本村の財政状況は、平成25年度決算におけ

る実質公債費比率は7.5%であり、健全財政は維持されていると考えております。しかし、一般会計での公債費残高は減少する見込みであります。簡易水道事業特別会計では統合整備事業の実施により今後償還額が上昇することが見込まれていることから、標準財政規模の縮小による実質公債費比率への跳ね返り等を見極めつつ、公債費を抑制し、将来に負担を先送りしない施策の展開が肝要であります。

平成27年度の予算編成にあたっては、「社会背景・村の現状を的確に捉え、より柔軟な発想で前向きに」また「前例踏襲に陥ることなく、未来につなぐ確かなものを生み出す」を基本事項に、第7期総合振興計画を始め各種計画に基づく施策を着実に推進するとの基本方針の下、予算編成に取り組んだところであります。

地方交付税に大きく依存する本村の財政です。この削減に努め、今後も健全な財政運営に努めてまいります。

V むすび

以上、平成27年度の村政を執行するにあたり、私の所信を述べさせていただきました。

地方を取り巻く環境は、めまぐるしく変化する大変な時代ではありますが、互いに協力し、知恵を出し合い、地域力を結集しチャレンジすることで様々な課題を乗り越えていかなければなりません。

誰もが「住んでいて良かった、これからも

住み続けたい」と思え、元気な声と笑顔あふれるまちづくりを目指して全力で取り組んでまいります。

村民の皆様、村議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。村政執行方針といたします。

平成27年度 教育行政執行方針

I はじめに

平成27年第2回初山別村議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針について申し上げます。



今日の社会は、少子化や核家族化、国際化、情報化など、急激な経済・社会情勢の変化といった時代の大きな流れの中で、教育を取り巻く環境も大きく変化してきており、学ぶ意欲や規範意識の醸成、道徳心や体力・運動能力の向上など、様々な課題が生じております。さらに、本年4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会制度が変わり、地方教育行政における責任の明確化と迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化が求められております。

こうした中、教育においては、21世紀を切り開く心豊かでたくましい人材の育成が求め

られており、その実現には、子どもたち一人一人に「生きる力」をしつかりと身に付けさせるとともに、まなびの環境を整備するなど、教育の一層の充実・発展が不可欠であると考へております。

教育委員会といたしましては、本村の活力や発展の基礎となる「人づくり」、さらには「生涯学習社会の実現」を目指し、家庭・学校・地域との連携を図りながら、村民の期待に応える教育行政の推進に努力してまいります。

II 教育行政に臨む基本姿勢

最初に、教育行政に臨む基本姿勢について申し上げます。

教育目標である「自然を愛し、健全な心身のもと、連帯感と創造性に満ちた活動的な人づくり」を目指し、教育の基本的な理念や目標を明確にした「初山別村教育推進計画」に基づき各施策の取り組みを積極的に進め、児童生徒が行きたい学校であり、保護者が行かしたい学校づくりに努め、教える学校からまなぶ学校に、そして、安全を確保し、創意工夫した特色ある学校づくりを進めてまいります。

また、すべての村民が、生涯を通じて、健康やかに充実した生活を送ることができるよう、初山別村らしい、特色ある生涯学習社会を目指し、社会教育活動の充実と推進に努め、学習意欲の機会を提供して、各種事業への参加を促進してまいります。

さらに、村長との緊密な連携のもと、総合教育会議の設置、教育の振興に関する施策の大綱を制定するなど、教育の中立性、継続性・安定性を確保しつつ教育行政を進めてまいります。

III 平成27年度の主要な施策

次に、平成27年度の主要な施策について申し上げます。

1 社会で活きる実践的な力の育成

第一は、「社会で活きる実践的な力の育成」についてであります。

現代の学校教育においては、子どもたちが自らの目標をもち、社会の変化や新しい課題に対応できる資質や能力を高めることが求められております。

確かな学力の育成については、学校・地域・家庭・行政が互いに連携した「初山別村スクエアプロジェクト」を基本として、北海道教育委員会から指定を受けて「小中連携、一貫教育実践事業」に取り組んでまいります。

その中で、全国学力・学習状況調査の分析結果による検証を行い、学校改善プランの見直しや義務教育9年間をトータルとして考えた児童生徒に対する指導方法の工夫・改善を図り、基礎学力の向上と望ましい生活習慣の定着に向け、学校と家庭と連携し推進してまいります。

さらに、長期休業中における学習機会の提

供としてサマースクール・ウインタースクールを効果的かつ実践的に実施するほか、英語・漢字検定の受験料を助成し、児童生徒のさらなる学習意欲の向上を図ってまいります。

特別支援教育については、成長過程に合わせて、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切に対応できる支援体制を充実することが重要であります。今年度も、「初山別村特別支援教育連携協議会」を中心とした組織的な支援体制の充実に努めるとともに、特別な支援を要する子どもたちに学習面でのサポートを行う特別支援教育支援員を小学校及び中学校に配置して、実態に応じたきめ細かな支援を充実してまいります。

ふるさと教育については、自分が生まれ育った地域の豊かな自然や歴史、伝統、文化、産業等に親しみ、ふるさとへの愛着や誇りを育むために、体験学習や郷土学習の充実に努めてまいります。

国際化教育については、引き続き留萌教育局から英語指導助手の派遣を受け、教員との連携強化を進めながら指導体制の充実に努めてまいります。

情報教育については、情報化社会に適切に対応できるよう、中学校生徒用情報機器の更新やICT機器の効果的な活用と授業の工夫改善が図られるよう支援してまいります。

また、児童生徒のインターネット等のトラブルを未然に防ぐための情報モラル教育の充

実を図つてまいります。

教育の機会均等と振興を図り、さらに村の発展に寄与する有用な人材を育成するために、高等教育以上への進学希望者には、引き続き奨学資金の貸付けを行つてまいります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

第二は、「豊かな心と健やかな体の育成」についてであります。

未来を担う子どもたちには、道徳教育や読書活動、体験的な活動などを通じて、規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心や豊かな感性など豊かな心を育むとともに、望ましい生活習慣の確立や体力の向上を図るなど、家庭や地域が一体となる環境下で、健やかな体を育成していく必要があります。

このため、道徳の時間や各教科、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、地域交流を含めた基本的な生活習慣を身に付けさせ、道徳性を養う指導の充実を図るとともに、従来から進めている「あいさつ運動」を通して、社会性や豊かな人間性を育んでまいります。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことができないものであります。小学校の朝読書、中学校の一斉読書活動の推進とともに学校図書蔵書の充実を努め、本に親しむ環境づくりを推進してまいります。

文化、スポーツ活動において輝かしい活躍をした児童生徒に対して表彰を行います。

いじめの問題については、人間として絶対許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという強い認識に立ち、未然防止、早期発見、早期対応に重点を置いた指導体制の充実に努めてまいります。

健やかな体の育成については、子どもたちの体力や運動能力・運動習慣等の状況や課題を的確に把握し、学校における体力向上に向けた取り組みを推進するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の定着のため、家庭と連携した指導に努めます。

また、食育が子どもたちに望ましい食習慣、ひいては健全な生活習慣を身に付けさせるための重要な教育活動であると認識し、本村における可能な食育指導を探つてまいります。

子どもたちを犯罪や事故から守るため、保護者や地域・関係機関と連携を図り、「こども110番の家」、「巡回防犯パトロール」の取組を継続するとともに、児童生徒の「あいさつ運動」、地域住民の「声かけ運動」を推進し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

3 信頼される学校づくりの推進

第三は、「信頼される学校づくりの推進」についてであります。

家庭や地域社会と連携しながら、地域に開かれた学校づくりや特色ある学校づくりを進

め、家庭や地域社会に信頼される魅力ある学校づくりを推進してまいります。

学校評議員制度を活用し、保護者や地域の意向を学校運営に反映させるとともに、学校関係者による評価を活用しながら、地域に開かれた、創意工夫ある学校づくりが進められるよう支援してまいります。

児童生徒の個性を伸ばし能力を引き出す学習においては、学校教育に携わる教職員の果たす役割が極めて大きく、教職員自身の自己啓発の意欲と努力が不可欠であります。

個々の児童生徒に応じた学習指導能力を高め、教職員の資質向上を図るため、北海道立教育研究所が行う研修の場や機会の提供に努めてまいります。また、村教育研究協議会への助成を行い、「文集つくしんぼう」の発刊や小中学校書道美術展を支援してまいります。

複数の教員により教科指導を行うティーム・ティーチングは、児童生徒に対するきめ細かい学習指導とともに若手教員の指導能力向上を図るうえで重要性が高まっています。

このため、本村では、小学校に学習支援員を配置する他、中学校では教員定数加配により複数教員による指導を行うなど、きめ細かな指導の充実に努めてまいります。

学校が創意工夫した「総合的な学習」においては、各学校独自の取り組みとして、村内外の教育財産・地域施設を活用し、郷土の歴史や文化、人々の暮らしを学習する「郷土学

習」や「地域学習」、自然の恵みを教材とした「宿泊体験学習」「宿泊研修」を推進してまいります。

学校施設・設備の整備充実については、児童生徒が生き生きとした学校生活を送るため、引き続き、学校施設・整備の整備充実と安全性の確保に努めてまいります。

中学校については、大規模改修後、約22年を経過することから、将来的な改修を視野に入れながら補修を進めてまいります。

また、小中学校教職員住宅については、住宅不足の解消と利便性及び福利厚生の実施を図るために、1棟4戸の建設計画の実施に向けて、財源の確保に努めてまいります。

ICTの活用では、全児童生徒にiPadを配置し、授業の補助教材として有効に活用されてきており、本年度は活用ソフトの充実を図り、児童生徒の段階にあった環境を整備しその精度を高めることで、児童生徒の学力向上と教職員の指導力向上を推進してまいります。また、引き続き千歳科学技術大学との連携・協力に関する協定による事業を進め、教育研究に関しても効果的な利活用に努めてまいります。

児童生徒の通学体制の整備充実については、児童生徒が日々、安全・安心に通学できるよう、通学路点検を学校及び関係機関等の連携を図る中で、実施してまいります。

また、スクールバスの運行にあたっては、地域によって通学に不便を与えないよう、委託業者との緊密な連絡体制のもとに、安全運

行が励行されるよう配慮してまいります。

4 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

第四は、「地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進」についてであります。

核家族化や都市化に伴う地縁的なつながりの希薄化などを背景とした教育力の低下が指摘されていることから、家庭と地域社会の結びつきを深め、地域全体で子どもを守り育てる機運を醸成し、家庭や地域社会の教育力の向上を図る取組を進めてまいります。

家庭は社会の最小単位であり、生涯学習の基礎づくりを行う場であります。子どもの発達段階に応じ、安心して子育てや家庭教育を学習する機会の充実に努めるため、親子ふれあい教室や読み聞かせボランティアの協力によりブックスタート事業を継続実施してまいります。

事件や事故などから子どもを守るためには、学校や家庭はもとより、地域で子どもを見守る体制の充実を図っていくことが重要であります。

子どもと大人があいさつを通してふれあう「あいさつ運動」により、住民の地域づくりの意識を高め、心通い合うまちづくりを目指すとともに、放課後における子どもたちの安全で安心な居場所づくりとして、交流センターの機能充実を検討してまいります。

5 初山別村らしい生涯学習社会の実現

第五は、「初山別村らしい生涯学習社会の実現」についてであります。

初山別村の恵まれた自然や資源を活かした各種事業の支援を行うとともに、住民の多様なニーズに応える生涯学習の環境整備を推進してまいります。

青少年の健全育成に関しては、団体活動への助成や、学校関係者、子ども会育成員連絡協議会、スポーツ少年団などと連携し、加えて地域が持っている親力を活用して、健全な成長を促してまいります。

子どもたちの望ましい生活習慣定着推進事業として、村単独の通学合宿を地域資源と融合したプランにより年2回実施し、多方面からボランティアの参画を得ながら、事業の充実に努めてまいります。

文化芸術活動では、日頃より、定期的に活動している団体と連携を図りながら、活動の成果を発表する村民文化祭や、北海道文化財団との共催事業を展開してまいります。

また、芸術鑑賞事業の映画鑑賞を始め、陶芸教室といった分野での愛好者の拡大を図り、サークル活動を支援してまいります。

図書室の機能充実に向けては、平成23年度からの5年間で実施することとした「初山別村子ども読書活動推進計画」の着実な推進を目指し、学校・家庭・地域が連携し、読書機会の提供や読書環境の整備を進めるとともに、

乳児期から読書に親しむ習慣を定着させるために開始した「ブックスタート事業」の継続や、月2回の図書室開放など、着実に読書活動の普及促進を図っております。

初山別村簡易郷土資料館については、先人の残した貴重な郷土展示資料を8月上旬に定期開館するなどして広く一般にも開放します。

生涯生活習慣の変化に伴い、個々の健康、体力づくり等スポーツライフの創造を目指すことが重要となっておりますので、子どもから高齢者まで様々な分野で総合的に参加し合い、健康志向型スポーツ活動の推進を図ってまいります。



そのため、スポーツ推進委員や体育協会、総合型地域スポーツクラブ等関係団体との連携を図りながら、子どもから高齢者までが気軽に親しむ環境づくりとスポーツレクリエーションの普及及び推進に努めてまいります。

また、国のスポーツ庁の新設に伴い、スポーツを通じて幸福で豊かな生活基盤の基礎を担う、スポーツ少年団や体育団体が実施する事業や組織運営を支援するとともに、スポーツ指導者の養成と充実に努めてまいります。

社会教育関連施設の有効活用としては、村

民の生涯学習の拠点であります自然交流センター、しよさんべつ天文台を軸に、スポーツ施設等社会教育関連施設と岬センター宿泊施設が連携した、小・中学生及び高校・大学の合宿や研修会などの誘致を推進し、初山別村合宿として定着するよう可能性を探っております。

村スポーツセンターは、村民の総合的スポーツの場としての役割を担えるよう環境整備を行い、特に運動不足となる冬期間の一般開放を推進し、本村スポーツの活動拠点として充実に努めてまいります。

また、地区体育館は、本年度も継続して地域住民の運動の広場として開放してまいります。

しよさんべつ天文台については、昨年、開館25年目を迎えた中で、25万人目の来館者に対し、記念品とマイスター登録した星をプレゼントして、更なる入館者の増を願う達成を祝いました。

今年度は、天文だよりの定期発行に加え、星空観察会を今年度から「道民カレッジ」連携講座として一般住民にも広



げて愛好者の拡大を図るほか、天体観測室やホールなどの施設開放を進め、施設の有効的活用を努めてまいります。

さらに、本村特有のマイスターズシステムの普及や星まつりの開催などをリニューアルしたホームページを活用して魅力発信に努めるほか、公園内施設との連携による相乗効果を図りながら、星の村づくりを推進してまいります。

ホタルの人工飼育と放流については、自然繁殖の確認ができたホタルの沢へ再び人工飼育の幼虫を放流し、飛翔するホタルの鑑賞会を行います。今後も、村内数カ所での自然発生源を目指し引き続き放流に取り組んでまいります。

IV むすび

以上、平成27年度教育行政の執行に関する主要な施策について申し上げます。

時代が大きく変わり、世代が変わっても、子どもたちの明るい声や元気な姿は地域活力の原点であります。その時代、その時に経験する子どもたち一人一人をしっかり守り育てていくことは、大人たちの重要な役割です。

「すべては子どもたち一人一人のために」という考えのもと、未来を担う子どもたちの健全やかな成長と生涯にわたって学ぶ環境づくりに取り組んでまいりますので、村民の皆様並びに村議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成27年度教育行政執行方針といたします。

初山別 保・小・中 合同大運動会

「団結 みんなで挑め ～98人カ～」

あいにくの雨でスタートしたものの、午後からは文句なしの快晴に恵まれた大運動会。今年も熱い戦いと感動の嵐が繰り広げられました!!

(5月31日・日曜日)

「選手宣誓」▶

決まった……◇



今年の優勝は紅組でした☆
皆さんお疲れ様でした!!



6月のこんなことあんなこと

緑と魚と人を呼ぶ森づくり《植樹祭》

緑

と魚と人を呼ぶ森づくり推進協議会と留萌みどりづくりネットワーク主催の植樹祭がみさき台公園にて行われました。あいにくの悪天候の中での作業でしたが、カシワナラ50本を無事に植えることができました。38人の参加者の皆様ありがとうございました。



(6月4日)

初山別郵便局《国道清掃ボランティア》

初

山別郵便局(伊藤 太一 郵便局長)の皆様による、役場前から農協スタンドまでの国道を清掃するボランティアが行われました。

(6月20日)



豊岬稻荷神社祭

6

月も半ばで暑くなりつつある今日この頃。今年も祭の季節がやってまいりました。宵宮祭ではたこ焼き・焼き鳥などの屋台が並び、豪華景品の当たる抽選会が開催されました。そして翌日の本祭。子ども御輿・本御輿など、多くの人々が豊岬を練り歩き、活気と熱気が溢れるお祭りとなりました。(6月15・16日)



● 6月のできごと ●

日(曜)	できごと
4(木)	緑と魚と人を呼ぶ森づくり植樹祭
7(日)	豊岬地区道路一斉清掃日
11(木)	ほしっこくらぶ
14(日)	留萌地区少女少女バレーボール大会
15(月)	豊岬稻荷神社宵宮祭
16(火)	豊岬稻荷神社本祭
17(水)	まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議
18(木)	交通安全協会定期総会 初山別村観光協会役員会
22(月)	初山別村校長会議
24(水)	初山別村一貫教育推進協議会 叙勲伝達式 ほしっこくらぶ会場開放日
26(金)	第4回農業委員会総会

交通安全協会定期総会

初

山別村交通安全協会定定期総会(武田弘樹会長)が自然交流センターにて行われました。

総会では、スローガンの「ストップ・ザ・交通事故くめさせ安全で安心な北海道」を掲げ、今後の交通安全運動への事業方針を定めました。

(6月18日)



ふじみ保育所 春の遠足

晴 天のもと行われた遠足。保育所を出発し、ニューライフタウンの公園で一休みして、水辺の楽校で元気いっぱい駆け回りました。そしてお待ちかねのお弁当。楽しい遠足になったようです。(6月11日)



豊岬駐車帯整備

観 光シーズンが本格化する前の豊岬駐車帯の整備を、初山別村観光協会をはじめとする地域の方々に実施していただきました。皆様お疲れ様でした。(6月12日)

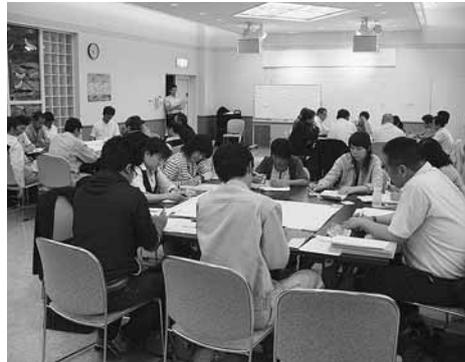


まち・ひと・しごと創生会議

ま ち・ひと・しごと創生会議が自然交流センターにて行われました。会議には小中学校PTA・観光協会・農協・漁協などの村内各団体からお集まりいただきました。会議は「しごと部会」「子育て部会」「人口対策部会」の3つに分かれ、村の良いところ、悪いところ挙げ、

村の将来像を描きながら対策や課題を話し合いました。話し合いの中で

は「仕事・子育て分野」においては各世代の役割の再認識や高齢層向けのパソコン講座など村で暮らしやすくなるユニークなアイデアが出ていました。今後の会議の行方に期待と関心が高まります。(6月17日)



☆ほしっこくらぶ「6月号」

今 月の「ほしっこくらぶ」は、★じゆうあそび でした。(6月11日)



次回、7月15日の「ほしっこくらぶ」は、★じゆうあそび の予定です。楽しみにしててくださいね。

外仕事にお祭り等々、夏を前にもう腕や顔がドス黒くなっております (>_<)

さて協力隊も参加している『まち・ひと・しごと創生推進会議』。「村の良いところ・悪いところ」を出し合う中で、「仕事がない」という意見が多くの方から出ていたのですが、私は決してそんなことはないと思えました。実際、いろいろな仕事の話をいただきます。非常にありがたいですね。

自身のフィールドを決めつけずマルチでやっていくことが地方での一つの生き方であり、逆に豊かな技量を持った人材を育てるのに地方はこの上ない環境だと身をもって感じます。【佐古】

ミニトマト栽培始めました★

5月中旬、農家さんからミニトマトの苗をいただき、協力隊事務所（克雪管理センター）で育てています。私はちょうど1年前に、桃太郎という大きいトマトを作りました。トマト作りはとっても楽しいですがトマトを狙う敵がいます。赤くなったトマトを収穫しようとする、カラスが先に持って行きます。実はパソコンでこの原稿を作っているときも持って行かれたかもしれません（赤くなっていませんが）。カラスはきっと美味しいのがわかっているのしょうね、頭がいいですね！

協力隊事務所ですプランター栽培（協力隊ファーム）をしていますので、ぜひ協力隊事務所までお越しください！【高谷】



初山別村克雪管理センター内
電話・FAX 67-2717
ssb.okoshi@gmail.com

facebookページ
<https://www.facebook.com/shosanbetsu.okoshi>



やすだの今日のツボ

～新人広報：吉田です～編

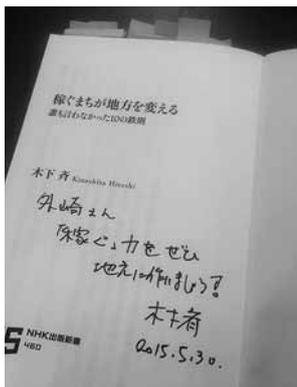


【安田】 今後の出没吉田に注目!!



【坂本】

最近出版された新書「稼ぐまちが地方を変える」の著者である木下齊さんが稚内を訪れ、講演会が開かれました。「地域活性化とは地域の稼ぎを増やすこと」にあり、助成金に頼らず自分たちが「まち会社」の当事者として腹をくくろう云々という著書内容。講演会では「きれいにすることがまちづくりではない。区画を整理して新しい建物を作って終わりのまちづくりでは、お金を消費するばかりでその先の利益を生むところまで考えられていない」という話題提起から、商業施設をひっばってきただけの失敗例や、官と民が連携して「稼ぐ」建物を生み出した例、空き家をリノベーションしたまちづくりなどが紹介されていました。



私が今まで受けてきた学校教育では「世界の人口はどんどん増えている」と教わり、一方で高齢化社会といわれながらもあまり実感できずにいましたが、「人口は減る一方で、対応する新しい仕組みを作ろう」という動きは高まりを見せている現在です。都会も田舎も関係なく、そこにあるのが一人一人の生活の集合体と考えれば、どんな場所でも稼いで生きていく対応力こそが必要なのだと感じます。既存のものに手を加えることで人々が集まる場所をつくり、新たに「稼ぐ」仕組みを再生していくこと。それが今求められる「地域活性化」なのだろうかと思っています。【外崎】

こんにちは 保健師です

●生活習慣病について

村での春の特定健診の結果ができました。職場の健診結果も出た頃ではないでしょうか。

皆さん、結果はどうでしたか？

初山別村では、脂質異常・血糖値の異常が多く目立ちます。脂質異常を放置すると、脳卒中や心臓病になる事があります。血糖値の異常を放置すると、糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・末梢神経障害等の合併症を併発します。これらの病気は、高齢になった時、介護状態に陥る原因の一つです。

●脂質異常の 予防・改善法

脂質異常の原因のほとんどは生活習慣の乱れです。中でも食べ過ぎや偏食など悪い食生活が最大の原因です。食生活の改善は、摂取エネルギー量を適正にし、バランス良く食べる事が基本です。その上で、高LDLコレステロール血症の場合は、コレステロール値を上げる食品を控え、下げる食品を積極的に取りましょう。砂糖や果物・アルコールの取り過ぎにも注意しましょう。

●糖尿病の 予防・改善法

糖尿病は肥満の行き着く先と言われるように、最大

の危険因子は肥満です。まずは「食べ過ぎないこと」「規則正しくバランスの良い食事」が欠かせません。運動不足や喫煙、アルコール、ストレスも糖尿病の危険因子です。

(保健師 本間)

1日の適正エネルギー量を知ろう

体重や日常生活の活動量が異なるので、1日の適正エネルギー量は人それぞれ。まずは自分の適正エネルギー量を知って、自分に適した分量の食事をとりましょう。

●1日に必要なエネルギー量の求め方

$$\text{適正エネルギー量 () kcal} = \frac{\text{標準体重} \times \text{身体活動量}}{22}$$

※標準体重 = 身長 () m × 身長 () m × 22

■身体活動量の目安

軽 労 作	デスクワークが主な人、主婦など	25~30kcal
普通の労作	立仕事が多い職業	30~35kcal
重い 労 作	力仕事の多い職業	35kcal以上

※日本糖尿病学会編「糖尿病治療ガイド2008~2009」
37ページ、文光堂、一部改変

腹八分目



お知らせ

国民年金保険料は 納付期限までに 納めましょう

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよ

う案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、留萌年金事務所（電話0164-4317212）又は役場住民課年金担当（電話6712211）までお願いします。

※納付義務者は被保険者本人に、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などによって国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」があります。

なお、平成26年度分の免除等の受付は平成27年7月1日から開始され、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査が行われます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1ヶ月前の月分まで遡及して免除申請をすることが出

来ます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等はご相談ください。

留萌年金事務所（電話0164-4317212）又は役場住民課年金担当（電話6712211）



羽幌町外 2 町村衛生施設組合 財 政 状 況

■平成26年度下半期 (H26. 10. 1～H27. 3. 31)

一般会計 歳入

(単位：千円)

科 目	予算現額	構成比(%)	収入済額	執行率(%)
分担金及び負担金	470,384	87.8	470,384	100.0
(苫前町)	(139,031)	(29.6)	(139,031)	(100.0)
(羽幌町)	(252,099)	(53.6)	(252,099)	(100.0)
(初山別村)	(79,254)	(16.8)	(79,254)	(100.0)
使用料及び手数料	27,396	5.1	27,512	100.4
財産収入	13,502	2.5	11,598	85.9
繰越金	21,653	4.1	21,653	100.0
諸収入	2,624	0.5	3,108	118.4
合 計	535,559	100.0	534,255	99.8

羽幌町外 2 町村衛生施設組合では条例に基づいて、予算の執行状況等をお知らせしています。

これは、組合の財政を知っていただき、組合運営へのご理解とご協力をお願いするものです。

なお、平成26年度下半期の数字に5月末までの収入、支出が加わって最終の決算額となります。

一般会計 歳出

(単位：千円)

科 目	予算現額	構成比(%)	支出済額	執行率(%)
議会費	395	0.1	387	98.0
総務費	47,826	8.9	47,093	98.5
衛生費	252,506	47.1	232,806	92.2
公債費	224,847	42.0	224,847	100.0
予備費	9,985	1.9	0	0.0
合 計	535,559	100.0	505,133	94.3

組合の借金(組合債)

区 分	現残高(千円)
ごみ処理施設	565,843
火葬場施設	138,186
合 計	704,029

■平成27年度羽幌町外 2 町村衛生施設組合一般会計予算

一般会計 歳入

(単位：千円)

科 目	平成27年度	構成比(%)	平成26年度	増減
分担金及び負担金	516,608	94.2	504,984	11,624
(苫前町)	(153,082)	(29.6)	(149,152)	(3,930)
(羽幌町)	(276,230)	(53.5)	(271,034)	(5,196)
(初山別村)	(87,296)	(16.9)	(84,798)	(2,498)
使用料及び手数料	20,594	3.8	19,594	1,000
財産収入	11,000	2.0	11,000	0
繰越金	100	0.0	100	0
諸収入	10	0.0	10	0
合 計	548,312	100.0	535,688	12,624

平成27年度予算については、前年度と比較し、12,624千円の増額となっております。

増額となった主な要因は、各種施設の維持管理費用(電気料金など)の増によるものです。

一般会計 歳出

(単位：千円)

科 目	平成27年度	構成比(%)	平成26年度	増減
議会費	380	0.1	380	0
総務費	46,573	8.5	45,751	822
衛生費	266,706	48.6	254,710	11,996
公債費	224,653	41.0	224,847	△194
予備費	10,000	1.8	10,000	0
合 計	548,312	100.0	535,688	12,624

平成27年度 第2回 北海道警察官採用試験の実施について

- 申込書配布の配布期間 7月1日(水) から8月26日(水) まで
- 申込書受付期間
平成27年8月11日から8月26日まで (電子申請は8月21日(金) まで)
- 募集人員・受験資格

	募集人員	学 歴	年 齢
A区分	男性 65名程度 女性 10名程度	大学（短期大学を除く）等を卒業した方（平成28年3月卒業見込者を含む）	昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方（現役高校3年生から社会経験豊富な32歳までの方）
B区分	男性 160名程度 女性 35名程度	A区分以外の方	

※ 資格加点制度（柔剣道有段者、中学卒業以後全国規模のスポーツ大会への出場、語学、簿記、情報処理、小型船舶操縦士等）があります。

詳しくは 羽幌警察署 ☎0164-62-1110 までお問い合わせ下さい。



ご家庭における節電のお願い

平素より弊社事業にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃から、節電にご協力をいただき重ねて御礼申し上げます。

この夏におきましては、さまざまな電力需給対策に最大限取り組むことにより、電力を安定供給するうえで最低限必要な供給予備力は確保できる見通しです。

しかしながら、今夏の需給見通しには、ご家庭や企業における節電の定着分を織り込んでおりますので、お客さまには、引き続き無理のない範囲での節電に、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



ご家庭で節電をお願いしたい 期間・時間帯

7月1日(水)～9月30日(水)

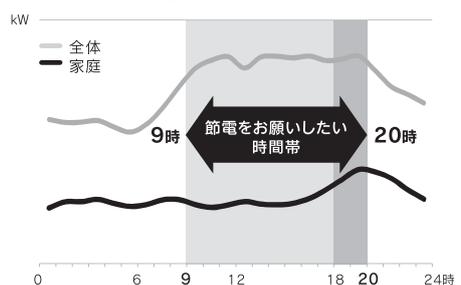
※お盆期間(8月13日および14日)を除く。

平日9時～20時

特にご家庭においては、電気のご使用が増える夕方以降(18時～20時)の時間帯のご協力をお願いします。

なお、この夏の需要として見込んでいる定着節電量の水準(2010年度最大電力比:▲7.1%)を目安に節電をお願いいたします。

夏の平日のご家庭での電気の使われ方(イメージ)



出典：資源エネルギー庁推計

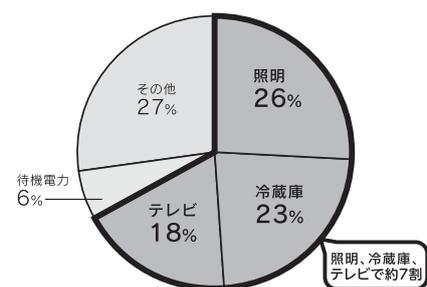
節電にご協力いただきたい 電気製品

照明、冷蔵庫、テレビなどを中心に、普段からお使いの電気製品について節電のご協力をお願いします。また、外出の際には待機電力等の削減もお願いします。

ご家庭において夏の20時頃、在宅世帯では平均で約700Wの電力を消費しており、**照明、冷蔵庫、テレビで約7割**を占めています。

外出中の場合でも、冷蔵庫、温水洗浄便座、待機電力などにより、平均で約200Wの電力を消費しています。

夏のご家庭での消費電力(20時、在宅世帯)



出典：資源エネルギー庁推計

北海道立羽幌病院からのお知らせ

【平成27年8月分 外来診療体制】

診療科	月		火		水		木		金		応援医師	受付時間等
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後		
内科	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○		8:00~11:00 13:30~15:00
循環器内科	第4水曜日(26日)午前中のみ 完全予約制										留萌市立 高橋副院長	8:00~11:00
呼吸器内科	-	-	-	-	-	-	-	-	○	予約	重原医師	8:00~11:00
消化器内科	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	(担当 佐々尾医長)	8:00~11:00 (電話予約できます) (診察は10:00から)
禁煙外来	-	-	-	-	-	-	-	-	-	予約	重原医師	(診察は14:00から)
外科	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	札幌医大	8:00~11:00
整形外科	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-		8:00~11:00
整形専門外来 (完全予約制)	第2・4火曜日(11日・25日)午前・午後										渡部整形外科 渡部院長	
小児科	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	旭川医大 井上講師 第1・2・4月曜日 午前・午後 (3日・10日・24日)	8:00~11:00 13:00~15:00
婦人科	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	金野医師	8:00~11:00 13:30~15:00
ミルキー外来	-	-	予約	予約	-	-	-	-	-	-	(当院助産師)	(電話にて申込み)
眼科	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	旭川医大より	8:00~11:00
皮膚科	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	札幌医大より	8:00~11:00
耳鼻咽喉科	第1・3水曜日(5・19日)午前中のみ										札幌医大より	8:00~11:00
泌尿器科	毎週木曜日 午前中のみ										札幌医大より	8:00~10:30
精神科	月1回(紹介患者のみ)										札幌医大 小林講師	

◎上記診療予定は変更となることもありますことをご了承ください。

1. 内科の予約の無い患者さまは9時30分からの診察となります。
2. コンタクトレンズの処方はありませんのでご了承ください。

お知らせ

- ★夜間・土日・祝日診療は緊急性のある重篤な患者さまに限らせていただきます。
- ★緊急性のない軽傷の患者様は、夜間・土日・祝日の受診は控えていただき、平日の診療時間内に受診されるようご協力願います。(なお、病状などでご心配なときや、受診を希望される場合は看護師がご相談を承りますので、まず電話でご相談ください。ご相談の内容によって医師と相談し、すぐに受診いただいたほうがよいか判断させていただきます。) 電話 0164-62-6060

ひとのうごき

～平成27年6月末～

人口と世帯数

人口 1,285人 (+1人)
男 612人
女 673人
世帯数 579世帯 (±0世帯)
()は前月比

転入

6/8 日角祐太(初山別)
綾

6/22 高橋妙子(初山別)

お誕生

6/9 小林一煌(豊岬)
(父:純基 母:えりか)

6/21 長谷川結人(明里)
(父:優次 母:淳子)

おくやみ

6/16 川崎静子
89歳(豊岬)

消費生活に関する相談は 消費者ホットラインへ

0570-064-370

平日は、北海道立消費生活センター、土日祝日は、国民生活センターにつながります。

役場では、経済課水産商工係が窓口です。

一人で悩まず、まずは相談して下さい。

● 今月の主な行事予定 ●

(7/11~8/10)

月	日	行 事 等
7	10(金)	広報しよさんべつ配布 (7月号)
	11(土)	
	12(日)	
	13(月)	一般ごみ収集日 (初山別・千代田地区)
	14(火)	
	15(水)	ほしっこくらぶ
	16(木)	からだそうかいクラブ
	17(金)	
	18(土)	
	19(日)	
8	20(月)	
	21(火)	脳活教室 一般ごみ収集日 (有明・栄・豊岬・明里・共成地区)
	22(水)	
	23(木)	からだそうかいクラブ 乳幼児健診・予防接種
	24(金)	破碎・危険ごみ収集日 (初山別・千代田地区) 広報配布 (お知らせ版)
	25(土)	
	26(日)	
	27(月)	一般ごみ収集日 (初山別・千代田地区)
	28(火)	脳活教室
	29(水)	ほしっこくらぶ会場開放日
	30(木)	からだそうかいクラブ
31(金)		
9	1(土)	しよさんべつ岬まつり (前夜祭) 星まつり
	2(日)	しよさんべつ岬まつり (本祭)
	3(月)	
	4(火)	一般ごみ収集日 (有明・栄・豊岬・明里・共成地区)
	5(水)	
	6(木)	予防接種
	7(金)	
	8(土)	
	9(日)	
	10(月)	一般ごみ収集日 (初山別・千代田地区)
	11(火)	広報しよさんべつ配布 (8月号)

森林の土地の取得に係る
所有者届出制度について！

相続・売買・贈与等により森林の土地を新たに取得した場合は、届出が必要です。

詳細は経済課農林畜産係まで

～北海道苦情審査委員制度のお知らせ～
知ってますか？
道の「苦情審査委員制度」

- 道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員制度」です。
- 皆さんに代わって、「苦情審査委員」が中立的な立場で、道の機関に対し、必要な調査等を行います。
- 審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。
- 審査結果までは、およそ2か月です。
- 皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申し立てができます。
- もちろん、個人情報保護にも十分配慮します。
 - ①苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か各総合振興局（振興局）の『道政相談室』。
 - ②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
 - ③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。
- 道トップページの「組織から探す」の本庁各部・局
→総合政策部
→知事室道政相談センター
→道政相談センターのページ
→2 苦情審査に関すること
→4 苦情申立について
(申立書はこちら)
- ④申立て方法は、「苦情申立書」に苦情等を記載し、郵送、ファックス、メールで。
- ⑤問い合わせ先
・北海道総合政策部知事室道政相談センター
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5523 内線 21-706
FAX 011-241-8181

「年金情報流出」を口実にした
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”
にご注意ください!! 日本年金機構

ご自宅や職場などに日本年金機構や機構の職員などを名乗る電話がかかってきたら、迷わずにお電話ください。

専用電話窓口（コールセンター） 0120-818211
受付時間 8:30～21:00

警察相談専用電話 #9110 または最寄りの警察署まで

初山別村民憲章 産業をのびし、働くよろこびに生きる豊かな村にしましょう。